第四十条第三項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準第四十一条第一項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）」に、「同項及び同条第二項に規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の人員に関する基準」に改める。

第四十二条第二項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第四十条第三項に規定する第一号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準第四十三条第一項に規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号訪問事業の設備に関する基準」に改める。

第四十五条第三項中「（指定介護予防サービス等基準」を「（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改める。

第五十九条中「維持回復」の下に「及び生活機能の維持又は向上」を加える。

第六十条第五項中「第百七十一条第一項」を「第百七十一条第十項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定複合型サービスをいう。）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第百七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」に改める。

第七十五条中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第八十条に次の一号を加える。

五　指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第八十一条に次の一項を加える。

5　指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第百十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百十五条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十二条中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第九十三条第一項第三号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第九十六条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第一号通所事業」に改め、同条第八項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第九十五条第四項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第九十三条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準第九十九条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に、「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出るものとする。

第百四条の二第二項第五号中「次条において準用する第三十七条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第百四条の三とし、第百四条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第百四条の二　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3　指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4　指定通所介護事業者は、第九十五条第四項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第百五条中「第三十八条まで」を「第三十六条の二まで、第三十八条」に、「二十九条」を「二十九条」に改める。

第百五条の三第一項中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百五条の七に次の一項を加える。

4　前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。

第百五条の十八第二項第六号中「第三十七条第二項」を「第百四条の二第二項」に改める。

第百五条の十九中「第三十八条まで」を「第三十六条の二まで、第三十八条」に、「第百四条の二」に、「を「療養通所介護従業者」に」を「とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百四条の二第四項中「第九十五条第四項」とあるのは「第百五条の七第四項」に改める。

第百六条第一項第三号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）」を「法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に、「基準該当介護予防通所介護の」を「当該第一号通所事業の」に改め、同条第七項中「基準該当介護予防通所介護事業」を「第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準」に改める。

第百八条第四項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第百六条第一項第三号に規定する第一号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準第百十四条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準」を「市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準」に改める。

第百九条中「第三十六条の二から第三十八条まで」を「第三十六条の二、第三十八条」に改める。